



広報

みさき

町の規模		
世帯数	1,933戸	前月比 (-3) 前年比 (-12)
人口	5,701人	(-13) (-63)
男	2,657人	(-2) (-22)
女	3,044人	(-11) (-41)
(昭和60年7月現在)		

発行	昭和60年8月1日	No.114
編集	愛媛県西宇和郡三崎町 三崎町役場 54-1111	印刷 佐川印刷 KK
総務課		



皆んなで参加しよう 町制施行30周年記念行事

- ### 三崎町の歩み
- 昭和30年 ●三崎村と神松名村が合併「三崎町」3・31
 - 初代町長杉山勝蔵氏就任 4・30
 - 昭和31年 ●二名津診療所開設 8・21
 - 町役場庁舎落成 1・28
 - 町農業協同組合誕生 10・1
 - 昭和34年 ●三崎高校全日制移行認可 1・23
 - 2代町長に杉山勝蔵氏就任 4・30
 - 三崎診療所開設 11・4
 - 昭和36年 ●神松名漁協と三崎漁協が併合 3・12
 - 町商工会設立 12・23
 - 昭和37年 ●町議会議員4人減員
 - 昭和38年 ●3代町長加藤安五郎氏就任 4・30
 - 申診療所開設 7・17
 - 昭和40年 ●三崎保育園開設 4・1
 - 町章決定 4・1
 - 昭和42年 ●二名津保育園開設 4・1
 - 4代町長に加藤安五郎氏就任 4・24
 - 昭和43年 ●申中学校改築 3月
 - 昭和44年 ●三崎小学校改築3月
 - 国道九四フェリー開通式 4・5
 - 佐賀関町と姉妹町調
 - 昭和46年 ●三崎診療所改築 6・30
 - 5代町長に加藤安五郎氏就任 4・19
 - 昭和48年 ●三崎振興計画完成 3・31
 - 町民会館落成 12・23
 - 国土調査課発足 1月
 - 昭和49年 ●6代町長杉山茂丸氏就任 4・21
 - 昭和50年 ●松小学校(10年)閉校 3・31
 - 釜木小学校(98年)閉校
 - 三崎トンネル完成 12・21
 - 昭和53年 ●生活改善センター完成 3月
 - 昭和54年 ●二名津診療所改築 3・20
 - 7代町長に杉山茂丸氏就任 4・16
 - 昭和55年 ●二名津中学校改築2月
 - 三崎町農協、西宇和青果へ加入 12・18
 - 昭和56年 ●申診療所改築 2・25
 - 昭和57年 ●二名津小学校改築3月
 - 昭和59年 ●広域消防スタート 4・1
 - 昭和60年 ●三崎町誌発行 3・30

- ### 主な記念行事
- 一、記念募集 (町の花、町の木)
 - 一、記念事業 (町誌、記念品配布等)
 - 一、記念大会 (町民夏季体育大会 8・14~15)
(小中陸上競技大会 10・2)
 - 一、記念式典 (10・3)
 - 一、町民運動会 (10・13)
 - 一、町民文化祭 (11・2~3)
 - 昭和46年 ●三崎診療所改築 6・30
 - 5代町長に加藤安五郎氏就任 4・19
 - 昭和48年 ●三崎振興計画完成 3・31
 - 町民会館落成 12・23
 - 国土調査課発足 1月
 - 昭和49年 ●6代町長杉山茂丸氏就任 4・21
 - 昭和50年 ●松小学校(10年)閉校 3・31
 - 釜木小学校(98年)閉校
 - 三崎トンネル完成 12・21
 - 昭和53年 ●生活改善センター完成 3月
 - 昭和54年 ●二名津診療所改築 3・20
 - 7代町長に杉山茂丸氏就任 4・16
 - 昭和55年 ●二名津中学校改築2月
 - 三崎町農協、西宇和青果へ加入 12・18
 - 昭和56年 ●申診療所改築 2・25
 - 昭和57年 ●二名津小学校改築3月
 - 昭和59年 ●広域消防スタート 4・1
 - 昭和60年 ●三崎町誌発行 3・30

暑中お見舞い申し上げます。さて三崎村と神松名村が合併し新生三崎町が誕生して三十年経ちました。

この間歴代の先人たちが築いて来られた足跡は、まことに大きく感謝と敬意を表します。この三十周年の記念すべき年に当り、明日に向かって大きな飛躍を期する為に、町民の皆様方と、共に慶賀の意を表したく、記念式典、功労者の表彰に続き、町民総参加の「町民大運動会」並びに、十一月には恒例の文化祭を開催致したく、企画致しております。又既に三崎町誌を、全戸無償配布致しましたが、我が町のあゆみを知り、新しい町づくりの為に、町民各位の御賛同を得て、各記念行事に是非とも、ご参加、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

昭和六十年盛夏

町長 杉山茂丸

一般会計 21億7,600万円に 6月補正

第1表 一般会計歳入歳出予算額

(単位：千円)

歳入			歳出				
款	当初予算額	補正額	計	款	当初予算額	補正額	計
1町税	162,214	0	162,214	1議会費	51,288	262	51,550
2地方譲与税	20,000	0	20,000	2総務費	256,615	42,345	298,960
3自動車取得税交付金	12,000	0	12,000	3民生費	456,300	6,715	463,015
4地方交付税	1,056,000	87,900	1,143,900	4衛生費	110,648	78,831	189,479
6分担金及び金	14,549	10,200	24,749	6農林水産業費	239,047	129,487	368,534
7使用料及び料	8,642	0	8,642	7商工費	11,613	162	11,775
8国庫支出金	291,796	9,563	301,359	8土木費	54,928	105,346	160,274
9県支出金	56,604	73,347	129,951	9消防費	70,231	5,029	75,260
10財産収入	171	5,400	5,571	10教育費	150,707	△ 2,120	148,587
11寄付金	100	5,122	5,222	11災害復旧費	0	10,184	10,184
12繰入金	21,801	10,943	32,744	12公債費	383,268	13,000	396,268
13繰越金	14,000	22,218	36,218	14予備費	3,000	0	3,000
14諸収入	21,768	4,648	26,416				
15町債	108,000	159,900	267,900				
計	1,787,645	389,241	2,176,886	計	1,787,645	389,241	2,176,886

30周年記念行事に 三百二十七万円!

三崎町の今年度の当初予算は、一般会計で十七億八千七百六十四万五千円ですが、六月の予算補正によって三億八千九百二十四万一千円、増額し、二十一億七千六百八十八万六千円になりました。

補正した主なものは農林水産業費と土木費で、農林水産関係では農村基盤総合整備事業に三千三百五十万円、県営畑地帯総合土地改良事業負担金として二千五百万円、県営農地侵食防止事業負担金として二千五百万円、地域沿岸漁業構造改善事業に二千二百九十四万円補正いたしました。

土木関係では、道路改良関係者に七千五百円、港湾改修・海岸保全・局部改修負担金として二千五百九十九万円補正いたしました。

また、今年度は町制施行三十周年ということで、記念行事に三百二十七万円を補正いたしました。

特別会計、水道会計については第2表、第3表のとおりです。なお、水道事業会計につきまう建設改良費として三億二千五百六十万七千円補正しております。

第3表 水道事業会計予算額

(単位：千円)

	当初予算額	補正額	計
収益的			
収入	46,648	0	46,648
支出	51,925	0	51,925
資本的			
収入	15,000	325,607	340,607
支出	15,000	325,607	340,607

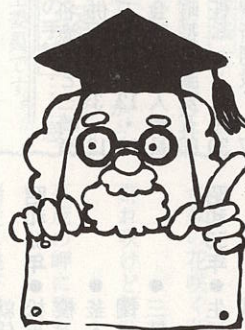
第2表 特別会計予算額

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正額	計
国民健康保険特別会計	1,056,826	30,366	1,087,192
老人保健特別会計	439,323	4,556	443,879
土地取得特別会計	12,842	0	12,842
旅客上屋特別会計	1,910	288	2,198
住宅新築資金等貸付事業特別会計	91	0	91
港湾整備特別会計	2,417	0	2,417

第26回「法の日」週間 法を守る心が築くよい社会

10月1日～7日



十月一日は「法の日」です。この「法の日」は国を挙げて法を尊重し、基本的人権を擁護し、社会秩序の確立の精神を高めるための日として制定されました。私たちの社会において、個人の自由が保障されるという事は、非常に大切なことです。

しかし、自由とは自分だけのためにあるのではなく、自分と他人の自由を認めさせると同時に、相手の自由も認めなければなりません。そしてお互いの自由の共存を図るために「法」が必要となってくるのです。法は個人の自由を守つてくれます。又、法はあらゆる暴力を否定します。

法を守り、人権を尊重し、社会の秩序を守ることが社会を平和にし、お互いの家庭生活を豊かなものにする事になります。私たち、一人ひとりが法に親しみ、法を尊重し、お互いの権利を守り、明るい社会を築くよう心がけたいものです。

皆さんのなかで人権を侵されたり、侵されそうになった方、裁判費用の事でお困りの方は、お近くの人権擁護委員か、法務局又はその支局に御相談下さい。相談は無料で秘密は固く守られます。なお、当町の人権擁護委員は次の方々です。

門田安義(三崎) 浜西善男(二名津)

お知らせ

二名津区長さんが変わりました。

5月30日発刊で記載しました区長・常会長さんで二名津区長さんが、7月15日付で、石井巽

老齢年金の受給権

60歳までに保険料納付済期間、保険料免除期間が25年以上ある人が老齢年金を受給できる免除期間を合算した期間また権利をいいます。

▶ 新農業委員決まる ◀

農家の皆さんの代表となる農業委員さんを紹介します。

職名	氏名	住所	電話番号	職名	氏名	住所	電話番号
会長	杉山茂丸	三崎	54-0996	委員	木下俊一	佐田	54-2080
副会長	玉里憲一郎	三崎	54-1298	委員	山口松寿	三崎	54-1801
委員	木村徳視	松	54-1476	委員	山本万吉	井野浦	54-2108
委員	田中義一	高浦	54-0752	委員	中田幸藏	三崎	54-0068
委員	菊池正朔	正野	56-0345	委員	二宮順一	与修	54-1786
委員	小西藤士雄	二名津	54-0617	委員	村市長英	二名津	54-0915
委員	西川一彌	松	54-0744	委員	中村吉夫	明神	54-0944
委員	梶原宏	串	56-0005	委員	西谷豊	名取	54-0966
委員	清水正久	高浦	54-0809	委員	古川亦重	名取	54-0884
委員	伊藤竹久	大佐田	54-1991	委員	土居義雄	釜木	54-0177
委員	河野岩雄	平磯	54-0179				

農地・年金・後継者など
気軽ににご相談下さい!!

リーダー研修会三崎町で開催!

八西地区農・山・漁家 生活改善グループ

に室内研修では、生活や活動、リーダーの役割などに対して、農業婦人の熱い意見が交わされ、充実した研修会でした。

又、昼食の席では、新鮮な海の幸に舌鼓を打ちながら、和やかな交流が行なわれ、次の機会には三崎の風景をゆつくりと楽しみに来たいと、名残り惜しく研修会を終えました。

八西地区農山漁家生活改善グループ連絡研究会による、リーダー研修会が、この程三崎町正野で開催されました。

研修会には、八西管内のリーダーが各地から約50名余り参加して行なわれました。当日はあいにくの雨で灯台等への見学研修も中止となり、美しい三崎の風景が眺望できないうと、大変残念がられました。そのかわり

農地の貸主に奨励金がもろえます

昭和五十七年度から実施いたしてあります農地流動化奨励金交付事業は、皆様のご協力により過去三ヶ年実績で、流動化面積、約三十六ヘクタール(流動化率四・二% 奨励金額、約七百四十万円)となっております。

今年度の流動化目標は、八・五ヘクタールとなっております。

昭和三十七年度から実施いたして、ご協力をお願いします。安心して有利に貸せる、借りる農用地利用権設定について、皆さんで話しあいましょう。

詳しくは役場産業課(TEL 五四一一一一、内線五十五、五十一)まで、お問い合わせ下さい。

別表、奨励金の額、貸付要件

別表

交付要件等 貸付期間	奨励金の額(10a当たり)	新規の貸付要件	更新(再設定) の貸付要件	経過措置適用 の場合
3年以上 (6年未満)	農地 10,000円	(1) 中核的担い手への貸付 (2) 奨励金の交付対象となったことがない農用地等	(1) 中核的担い手への貸付 (2) 面的集積(おおむね60a以上)を満たす場合	(1) 中核的担い手への貸付 (2) 奨励金の交付対象となったことがない農用地等
	採草放牧地・未墾地 2,000円			
	農地期間借地 5,000円			
6年以上 (10年未満)	農地 20,000円	(1) 中核的担い手への貸付 (2) 奨励金の交付対象となったことがない農用地等	(1) 中核的担い手への貸付 (2) 面的集積(おおむね60a以上)を満たす場合	(1) 中核的担い手への貸付 (2) 面的集積(おおむね60a以上)を満たす場合
	採草放牧地・未墾地 4,000円			
	農地期間借地 10,000円			
10年以上	農地 30,000円	(1) 中核的担い手への貸付 (2) 奨励金の交付対象となったことがない農用地等	(1) 中核的担い手への貸付 (2) 面的集積(おおむね60a以上)を満たす場合	(1) 中核的担い手への貸付 (2) 面的集積(おおむね60a以上)を満たす場合
	採草放牧地・未墾地 6,000円			
	農地期間借地 15,000円			

(注) 実施市町村の平均経営耕地面積がおおむね60a未満の市町村にあっては面的集積要件がおおむね40a以上でも対象となる。



「木と健康・木が健康に
によいという話」
ジメジメ・カラカラの
調節機能

木材は湿気の調節をするといわれていますが、一体どれくらいの水分を含んでいるのでしょうか。

住宅の柱は10・5cm×10・5cm×3mの角材が使われるが、これにはビールビン3本分の水分が含まれています。木材はその重量の12〜15%位の水分を通常含んでいるが、湿度が高くなると30%位までは吸収し乾燥すればこれを放出しています。すなわち、空中湿度に応じてその湿気を吸収放出することにより室内の湿度の調節を行っているのです。無機質材料では、このような作用が出ないため結露を生ずることとなります。また、寿司屋の人は必ずといってよいくらい木製の下駄をはいています。人間の足のうらは予想以上に汗かきであり、この汗を木材が吸収するうえ、冷えを防ぐ作用もするので、下駄は欠くことのできないはきものなのです。

なるほど・ザ・木材 No.7

県産材でマイホーム!!

県産材木造住宅建設促進

特別対策資金を
ぞんじですか。



知識コーナー

愛媛県では、県産木材を使って木造住宅を新築又は購入する人に、低利で資金を貸付ける制度を設けています。

この制度は、住宅金融公庫資金を借りて自分の持家を在来工法で、柱、はりなどに50パーセント以上県産材を使用して、県内の建築業者が建築する住宅に適用しています。

○貸付限度額は300万円。

○利率は年6パーセントで20年以内の償還です。

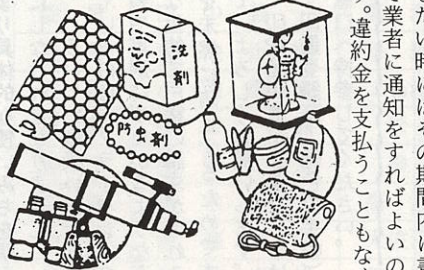
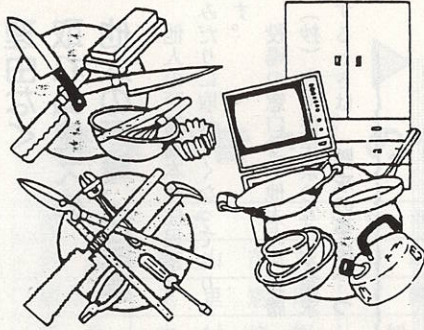
取扱いは、伊豫銀行、愛媛相互銀行、愛媛県信用農業協同員組合連合会で行っています。

詳しいご相談は、取扱い金融機関の本店や支店、農協の窓口、又は愛媛県建築住宅課、各地方局建築指導課にお問い合わせ下さい。

クーリングオフの制度とは



私たちは、日々のくらしの中で、必要だと思った商品や、店に買品を、店に買す。ところが、訪問販売では、突然やってきたセールスマンが、あの手の売り込みを



展開します。このような状況では、消費者が正しい判断にもとづいて契約ができると思えません。そこで契約をした日を含めて七日間は、無条件で解約できると法律上、決められています。もう一度考え直す時間があるからといって、申し込みを撤回したり、解約したい時にはその期間内に書面で業者に通知をすればよいのです。違約金を支払うこともなく、

訪問販売の手口に引つかからないためのポイント

- 1 購入意思のない時は、はじめからきっぱり断ること。
- 2 即金払いをしないこと。
- 3 うちかつに署名、押印をしないこと。
- 4 どの誰が、何の目的でたずねてきたのかを具体的に確かめる。
- 5 契約の内容を明らかにした書面を受け取ること。
- 6 商品が必要かどうか。
- 7 契約内容は、書面で確認する。

来年四月一日から

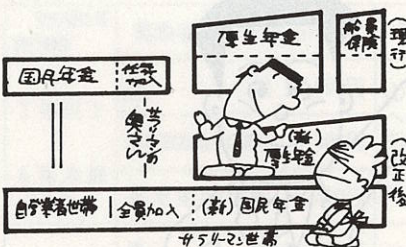
年金制度が変わります

変える理由は、高齢化社会に對し、確実に年金が出せるように長く安定した制度にするためです。

年金はもともと、国民全体の共同連帯が原則です。年金の支払いは現役世代の納めた保険料と国の負担で賄っており、現役世代が老齢世代になれば次の世代が賄うという順繰りなため、お互いの助け合いがなければ成り立っていきません。今後ともご協力下さいますようお願いいたします。

では次に年金制度改正の要点を掲げます。

- ① 国民年金加入中の方はもちろん、厚生年金、船員年金（船員年金は厚生年金に吸収されますので以下「厚生年金」と呼びます）に加入の方とその奥さんも全員、国民年金に加入します。厚生年金加入の方は二つ年金に加入することになります。
- ② ①に加入した方全員に共通の基礎年金が支給されます。



厚生年金に加入の方は基礎年金に報酬比例の年金が上乗せして支給されます。

③ 基礎年金の支払いに必要な費用は加入者全体が負担する分と国が補助する分で賄います。



ただ、厚生年金加入者とその奥さん（被扶養配偶者）は厚生年金保険が国民年金にまともて拠出金を負担しますので、個別に国民年金の保険料を負担する必要はありません。これらの方

図(1)	今の法律	新しい法律
老齢になったとき	老齢年金 通算老齢年金	老齢基礎年金
障害になったとき	障害年金 障害福祉年金	障害基礎年金
死亡により、妻と子が遺族になったとき	母子年金 準母子年金 遺児年金	遺族基礎年金
25年以上納付した受遺者が何年か死亡したとき	寡婦年金	かわらず
3年以上納付した受遺者が死亡したとき	死亡一時金	かわらず
	老齢福祉年金	かわらず

④ 国民年金の支給の種類が図(1)のように変わります。

⑤ 老齢基礎年金は今までどおり、60歳から65歳の間に繰り上げて受けることができます。この場合、繰り上げの年齢に応じた一定の割合で減額されます。

◎ 昭和61年4月1日に60歳以上の人（大正15年4月1日前生まれ）は、新しい法律は適用されません。

以上、要点を掲げましたが細かい点まで掲げるのに限りがあつてできません。御了承下さい。おききになりたいことがありましたら、ご遠慮なく左記へお問い合わせ下さい。

愛媛県庁国民年金課
電話(0899) 4112476
宇和島社会保険事務所
電話(0895) 2215440
三崎町役場国民年金係
電話(54) 1111

名取トンネルが通行止です

期間 60年6月20日から61年1月20日まで

国道一九七号線の名取トンネルは、周辺の地盤変動の影響で一部にひび割れがでる等、保全上放置しがたい状態となっておりましたが、このたび管理を担当する愛媛県八幡浜土木事務所により、トンネル保護のための本格的な復旧工事が行なわれることになり、去る六月二十日に着工いたしました。

つきましては、工事が大規模であるため、長期間の通行制限(全面通行止)が必要となり、期間中この区間は迂回路(旧国道)を通らなければならぬことになりました。

交通情報

ご協力ください。



理由なく 取れぬ使えぬ 他人の戸籍、住民票

他人の戸籍簿本や住民票は、みだりに取れなくなっております。

役場の窓口で、他人の戸籍簿(抄)本や住民票の写しを請求するときは、「請求の事由」、つ

まり具体的な使いみちを明らかにしなければなりません。こういった取扱いが行なわれているのは、プライバシーの侵害や差別につながるような不当な目的で戸籍の請求がされるのを未然に防止するためです。よしくお願ひします。

印鑑証明書が必要ときは必ず印鑑登録証(緑色の手帳)を窓口へ持参してください。

税の知識

◎お酒や品物にかかる税金

税金には、所得税や法人税などの直接税のほかに、私たちの生活に深くかかわりのある身近な税金として、お酒やその他の品物にかかる間接税があります。

間接税は、商品の価格の中に含まれているため、どんな商品にどのくらいの税金がかかっているのかご存知ない方もおられることでしょう。

そこで、間接税の中の主なものである酒税と物品税のあらましについて説明しましょう。

〔酒税〕

お酒は、酒税法ではアルコール分一度以上の飲料をいいます。

みんなの参加する

昭和60年

国勢調査

昭和60年10月1日、全国いっせいに国勢調査が行われます。この調査は、国の最も基本的な調査で、その結果は、国や地方公共団体の行政施策立案などの基礎資料として広く利用されます。国勢調査の重要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。



一口にお酒と言ってもその種類がいろいろあります。お酒は、

- ①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒の一〇種類に分けられます。

酒税は、お酒が製造場から出荷されるときに、その出荷数量に税率を掛けて計算する従量課税方式によるものがほとんどです。出荷価格に税率を掛けて計算する従価課税方式が採られているものもあります。

税率は、従量課税、従価課税とも、お酒の種類、品目、級別、アルコール分などに応じて定められています。

主なお酒の価格に含まれる酒税額

種類	小売価格	酒税額		負担率
		円	%	
清酒 特級 (1.8ℓ)	2,730	1,095	40.1	
清酒 1級 (1.8ℓ)	1,870	503	26.9	
清酒 2級 (1.8ℓ)	1,380	194	14.1	
しょうちゅう(甲類25度)(1.8ℓ)	980	141	14.4	
ビール (633ml)	310	151	48.8	
ウイスキー特級 (760ml)	3,170	1,594	50.3	
ウイスキー1級 (720ml)	1,840	792	43.1	
ウイスキー2級 (640ml)	670	189	28.3	

(注)小売価格は、代表的な商品の標準的な価格です。

主な物品の物品税率

区分	品目	税率
第一種物品	貴石類、真珠製品、貴金属製品、毛皮製品	15%
	じゅうたん、どん帳	10%
第二種物品	大型モーターボート	30%
	ゴルフ用品、猟銃	30%
	普通乗用自動車	23%
	ルームクーラー、大型電気冷蔵庫、ライター	20%
	小型普通乗用四輪自動車	18.5%
	レンジ、ステレオ、カメラ、ピアノ、オルガン	15%
	ラジオ、時計、香水	10%
口紅、炭酸飲料、ココア	5%	
コーヒー、ウーロン茶	5%	

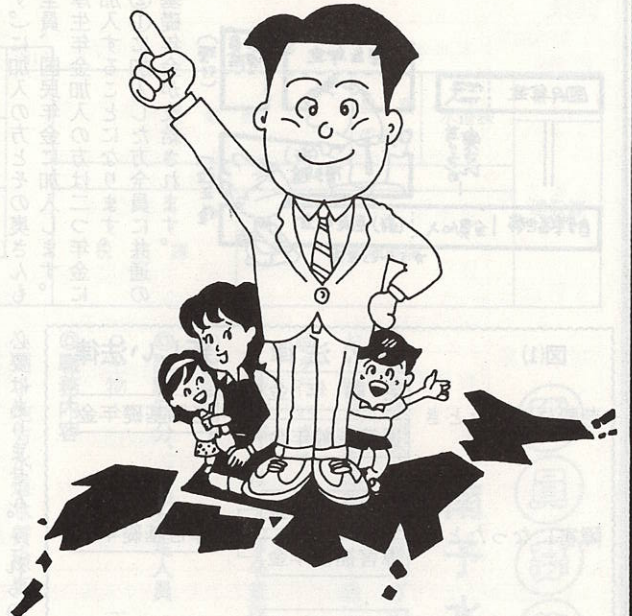
格)に含まれる酒税額は次のとおりです。

〔物品税〕

物品税は、宝石の指輪や首飾

り、ゴルフ用品、自動車、モーターボード、サーフボード、ルームクーラー、時計、炭酸飲料などにかかる税金で、課税される物品は、小売の際に小売価格(税抜価格)に一定の税率を掛けて課税されるもの(第一種の物品)と製造場から

物品税の税率は、物品の種類、品目に応じて定められています。主な物品の税率は次のとおりです。



の移出の際に出荷価格(税抜価格)に一定の税率を掛けて課税されるもの(第二種の物品)とに分けられています。

物品税は、多くの物品にかかっていますが、国民の消費生活に及ぼす影響なども考慮して、一定金額までのものには課税しないという免税点が定められています。例えば、真珠製品や貴金属製品は小売価格三万七、五〇〇円、じゅうたんは小売価格一平方メートル当たり九、〇〇〇円、レンジは出荷価格二万三、〇〇〇円、腕時計は出荷価格五、四〇〇円までのものには物品税はかかりません。

また、テレビやピアノなどを学校などが教育用に使う場合や心身障害者の保護施設で購入する場合、自動車を心身障害者のために使う場合には、一定の手続きを取ることにより物品税が免除されます。

スポーツ

優勝!

大佐田小スポーツ少年団

2年ぶり 5回目

打った!! 大佐田小：二名津小

昭和60年度

ソフトボール大会

三崎町スポーツ少年団



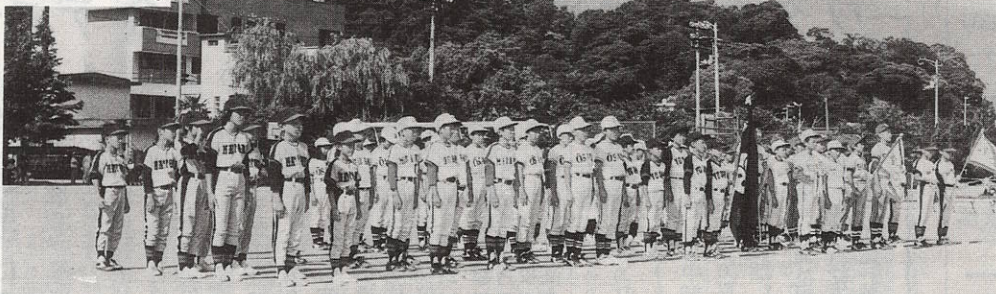
昭和六十年三崎町スポーツ少年団ソフトボール大会は、七月十四日、三崎町中高校グラウンドで町内7チームが参加して熱戦が繰りひろげられた。

結果は、大佐田小―正野小の両チームで決勝戦が行なわれ、大佐田小が10対1で快勝し二年ぶり五度目の優勝で幕を閉じた。誠合は好投手山本を擁する、大佐田小が一回の表一点を先取されたものの裏五点をあげ、逆転に成功、その後も追加点をあげ正野小に圧勝した。

また与修小が一回戦を勝って健闘したことは、来年に大きな希望がもてた昭和六十年度の大会であった。

Bコート		Aコート		Bコート		Aコート		Aコート	
与修小スポーツ少年団	正野小スポーツ少年団	大佐田小スポーツ少年団	三崎小スポーツ少年団	名取小スポーツ少年団	与修小スポーツ少年団	二名津小スポーツ少年団	大佐田小スポーツ少年団	串小スポーツ少年団	三崎小スポーツ少年団
0 1 0 1 0	4 5 2 5 1	4 0 0 3 0 0 X	0 1 0 1 0 0 0	3 3 3 0 0 1	1 6 0 3 1 2	2 0 0 0 0 1 0	2 0 1 0 3 3 X	0 0 0 1 0 0 3	0 4 3 1 1 0 0 0
2	17	7	2	10	13	9	4	4	9
5	2	5	2	5	2	5	2	5	2

開会式



決勝

大佐田小スポーツ少年団	正野小スポーツ少年団
5 2 0 1 1 1 X	1 0 0 0 0 0 0 0
10	1

	西	マドンナ	おしん	須賀	上	南部	名取	高浦	赤坂	勝	負	得失	順位
西	●	0:2	2:0	2:0	1:2	2:1	2:1	2:1	2:0	6勝2敗	13:7	3	
マドンナ	2:0	●	2:1	2:0	0:2	2:1	2:0	2:0	2:0	7勝1敗	14:4	2	
おしん	0:2	1:2	●	0:2	0:2	0:2	2:0	0:2	2:0	2勝6敗	5:12	7	
須賀	0:2	0:2	2:0	●	0:2	1:2	2:1	2:1	2:0	4勝4敗	9:10	5	
上	2:1	2:0	2:0	2:0	●	2:0	2:0	2:1	2:0	8勝	16:2	1	
南部	1:2	1:2	2:0	2:1	0:2	●	2:0	2:0	2:0	5勝3敗	12:7	4	
名取	1:2	0:2	0:2	1:2	0:2	0:2	●	2:1	2:0	2勝6敗	6:13	6	
高浦	1:2	0:2	2:0	1:2	1:2	0:2	1:2	●	1:2	1勝7敗	7:14	8	
赤坂	0:2	0:2	0:2	0:2	0:2	0:2	2:1	2:1	●	1勝7敗	2:15	9	

昭和60年度教育長杯地域対抗女子バレーボールリーグ戦は、六月二十四日から九チームが参加して閉幕された。

戦前から評判の上チームは、途中西チームに苦戦したものの、予想通り八戦全勝の優勝を

連続優勝!!

無敵上チーム

昭和60年度 地域対抗 女子バレーボールリーグ戦

教育長杯

Aリーグ Bリーグ Cリーグ

商工会	農協	ジャイアンツ
三教	高山	サークル
西	杉山	イーグルス
フェニックス	キャンデイズ	井野浦
メディック	メッツ	スカイヤーズ
堀田	正野	赤坂
名取A	高浦	名取B
ごんべえ	大佐田88	がらくたあず
与修		

昭和六十年度ソフトボール前期リーグ戦も後数試合を残して、全日程を終了する。

Aリーグでは名取Aチームが西チームと六対六の引き分けをはさんで七連勝で優勝。

Bリーグも農協チームが不戦勝の3勝を含めて七戦全勝と圧倒的な強さで優勝。

Cリーグはイーグルスチーム、井野浦チームがともに六勝一敗で優勝決定戦を残すのみとなっている。

昭和60年度 ソフトボールリーグ戦 (前期)

Cリーグ	Bリーグ	Aリーグ
イーグルス : 井野浦 6勝1敗で 同率首位 優勝決定戦	農協チーム 全勝優勝 7戦7勝	名取Aチーム 優勝 7勝1分

飾った。今後他チームの頑張りがないと上チームの連勝記録は伸びる一方であろう。

よみじかん
かなしみ

〔五月一日〜
七月三十一日〕

結婚

お二人の

ご多幸を

お祈りします

出産

健やかなご成長を

お祈りします

死亡

謹んでご冥福を

お祈りいたします

告知板

無料調停相談会開かれる!!

八幡浜市で次の要領によりまして無料調停相談会が開催されます。御相談のある方はおでかけ下さい。

日時 昭和60年9月11日(木)

午前10時より午後3時

場所 八幡浜市広瀬2丁目1番13号

八幡浜市総合福祉文化センター

相談担当者 民事調停委員

家事調停委員

主催 八幡浜調停協会

後援 松山地方裁判所八幡浜支部

松山家庭裁判所八幡浜支部

八幡浜簡易裁判所

1985 雨 の 量

今年も暑い夏がやってきました。

気になるのが雨の量、5月・6月・7月と例年に比べて、どうだったのでしょうか。

昨年の3か月は計721ミリ、本年度は582ミリと140ミリ近くも少ない。皆さんで水を大切にしましょう。

ワタクシ 三崎町社会福祉協議会 デス

続「社協」にご理解を

今回は、業務のひとつである世帯更生資金のご案内を、させていただきます。

この資金は、生活にお困りの世帯や身体に障害のある方の世帯が、経済的に自立し安定した生活を営むために必要な資金を、低利(年三%)又は無利子、無担保で安心して利用できる制度です。

貸付対象 ……低所得世帯

資金の種類 ……低所得世帯

金の使い途によって八種類があります。

例えば

資金の種類		貸付限度額
更生資金	生業費	860,000円以内
身体障害者更生資金	生業費	860,000円以内
住宅	資金	900,000円以内
修学資金	修学費	高校月額 21,000円
		高専月額 22,000円
		短大月額 30,000円
		大学月額 31,000円

社会福祉協議会(福祉課)へ提出して下さい。その他詳しくは、民生委員か三崎町社会福祉協議会(福祉課)にお問い合わせ下さい。

返済の方法 ……月

払、半年払、年払の方法があります。

据置期間を過ぎてから長期間で返済できます。

借入れの手続 ……窓口は民生委員です。

あなたの地区を担当する民生委員に気軽にご相談下さい。

手続は、所定の用紙に住所、氏名など必要な事項を記入し三崎町

サザなみ旬会

吟行会高点句

海の景展けし位置に夏の句座

中 谷 段々子

農昼寝海風来たる柑樹下に

中 谷 段々子

地下足袋のまゝ濡縁に昼寝して

阿 部 八 重

合歓の花咲く草原を句座となす

金 森 久 栄

群れ咲けど静かや浜木綿卯の花

梶 谷 す み れ

高茂の岬に雲おき夏吟行

宮 本 マ サ 子

端近に地下足袋のまゝ昼寝かな

宮 本 マ サ 子

草引いて覚めしが農の昼寝かな

池 上 馨

昼寝する人百姓の顔をして

梶 谷 山 萩

万緑や鷹悠然と飛び立てり

阿 部 威 子

大夕立心のつかえ流しけり

渡 辺 貢 代

佳 作

万緑や海は静かに定期船

宮 部 ス ミ エ

磯の幸背籠に汗の滴れり

阿 部 須 磨 子

合歓の花野点の味のまろやかに

山 内 良 子

純友の島ねむりおり夏露

結 城 時 彦

佐田半島頂上線

7/21 散策後野点も